様

(実施機関名) 即

行政文書開示請求拒否決定通知書

年 月 日付けで開示請求があった行政文書については、野田市情報公開条例第9条第2項(第9条第3項)の規定により、次のとおりその全部を開示しないことに決定したので通知します。

上版とM170 は、ことにM2010 (2010)					
1	開示請求に係る行政文書				
0	の件名				
2	請求拒否とする根拠規定				
3	根拠	規定を通	適用する	5理由	
4	担	当	課	等	
5	備			考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する 者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。な お、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対 する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することが できます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。